

溝口駅周辺地域 エリア防災計画



溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会
(エリア防災計画作成部会)

令和7年6月

目 次

第1章 策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的及び考え方	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の構成と対象範囲	5
(1) 本書の構成及び内容	5
(2) 本計画の対象範囲	6
第2章 現状の分析	7
1. 溝口駅周辺地域の特徴	7
(1) 高津区の概要	7
(2) 溝口駅周辺地域の概要	8
2. 災害時想定	9
(1) 地震被害想定	9
(2) 災害時における駅前滞留者及び帰宅困難者の想定	10
3. これまでの取組（今後も継続する取組）	12
(1) 大地震発生時の行動原則の周知・啓発（一斉帰宅の抑制）	12
(2) 安否確認方法の周知	12
(3) 一時滞在施設の確保・飲料水等の備蓄	12
(4) 情報収集伝達体制の整備	12
(5) 災害時帰宅支援ステーションの確保	13
(6) 帰宅困難者用パンフレットの作成配布	13
(7) 高津区防災ネットワーク会議（H23～）	13
(8) 帰宅困難者一時滞在施設開設・運営マニュアルの策定	14
(9) 関係機関における情報伝達訓練	14
(10) 帰宅困難者対策訓練	14
4. 溝口駅周辺地域の課題	15
(1) 駅周辺の滞留スペースとキャパシティ	15
(2) 時系列の混雑度の想定	17
(3) 帰宅困難者への対応	18
(4) 駅周辺の地理的な課題	19
(5) 駅周辺地域における課題	20
第3章 今後の取組内容	21
1. 課題に対する取組内容	21
(1) 課題に対する取組の整理	21
(2) 今後の取組内容	22

2. 施設の整備及び管理	24
(1) 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）	24
(2) 退避経路	25
(3) 備蓄倉庫・その他の施設	25
(4) その他・滞留者等の安全を確保するために実施する事業等	25
(5) 施設の位置図	26
第4章 災害時の対応	27
1. 情報の伝達	27
2. 発災後の行動フロー	28
3. 情報の提供	29
4. 誘導のポイント	30
第5章 計画の推進について	31
1. 計画の推進体制	31
2. 計画の変更	31
3. 訓練等の実施について	31

第1章 策定にあたって

1. 計画策定の背景

JR武蔵溝ノ口駅及び東急溝の口駅（以下、総称して「溝口駅」という。）はJR南武線と東急田園都市線・大井町線とが交差し、バス路線も集中するなど、市内有数の交通結節点になっており、1日あたりの乗降客数も30万人を超える状況にあります。

一方で、川崎市では市内に最も大きな被害を及ぼす地震として、マグニチュード7.3の直下型の地震が想定されています。このような大規模地震発生時には広域的な交通機関の運行停止等が発生し、溝口駅周辺においても通勤・通学や買い物など多くの来訪者が帰宅を急ぎ、大きな混乱が懸念されます。

様々な都市機能が集中した溝口駅周辺地域において人的・物的被害を最小限に止めるには、行政機関や鉄道事業者、民間企業による総合的な対応が必要不可欠であることから、関係者が主体的に関わる「溝口駅周辺地域エリア防災計画」を策定し、災害に強いまちづくりを推進していきます。

都市再生安全確保促進事業とエリア防災計画

東日本大震災時のターミナル駅周辺の大混乱から、平成24年、国は都市再生緊急整備地域における大規模地震発生時の安全確保の計画（都市再生安全確保計画）作成を支援する「都市安全確保促進事業」を創設しました。

平成25年度にはその対象を1日あたり乗降客数30万人以上の主要駅周辺まで、平成29年3月には中心駅周辺（指定都市及び特別区内にあっては1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺、中核市・施行時特例市及び県庁所在都市にあっては当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺）まで拡充し、上記計画に準じたエリア防災計画の策定を支援しています。

2. 計画策定の目的及び考え方

【策定の目的】

本計画の目的は、以下のとおりです。

- 大規模地震発生時の溝口駅周辺地域で想定される、駅前滞留者・帰宅困難者・徒歩帰宅者の混乱を抑制し、怪我や体調悪化のほか地域で発生する様々な二次災害を回避する。
- 地域の民間事業者と行政などが協力して「駅利用者・生活者が安心できる災害に強いまちづくり」を進め、地域の安全を確保する。

【策定に係る考え方】

本計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえることとします。

- 市地域防災計画や市地震防災戦略における混乱防止・帰宅困難者対策を踏まえた計画とする。
- 都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画の記載事項を含めた計画とする。
- 災害発生時の初動対応体制確保のため、各関係者の情報受伝達体制、各関係者の役割を明らかにして、円滑な避難誘導や効果的な帰宅困難者対策を展開する。
- 各関係者が今後の課題を共有し、意見交換を行い、課題解決に向けた取組の方向性を定める。

【対象期間】

期間を定めず、PDCAサイクルにより、計画にそって取組の実施、結果の検証、改善、計画へのフィードバックを行います。



図 1 計画の更新イメージ

3. 計画の位置付け

現在、川崎市においては、国土強靱化基本法に基づく「川崎市国土強靱化地域計画」、災害対策基本法に基づく「川崎市地域防災計画」、「川崎市地震防災戦略」など、防災・減災に向けた様々な取組を推進しています。

本計画は、これらの取組を踏まえながら、溝口駅周辺地域における大規模地震発生時の帰宅困難者対策という特定課題に対して、川崎市、神奈川県、国などの行政機関や交通事業者、民間事業者が連携・共同して、共通の目標やそれぞれが取り組むべき役割を定めるために策定するものです。

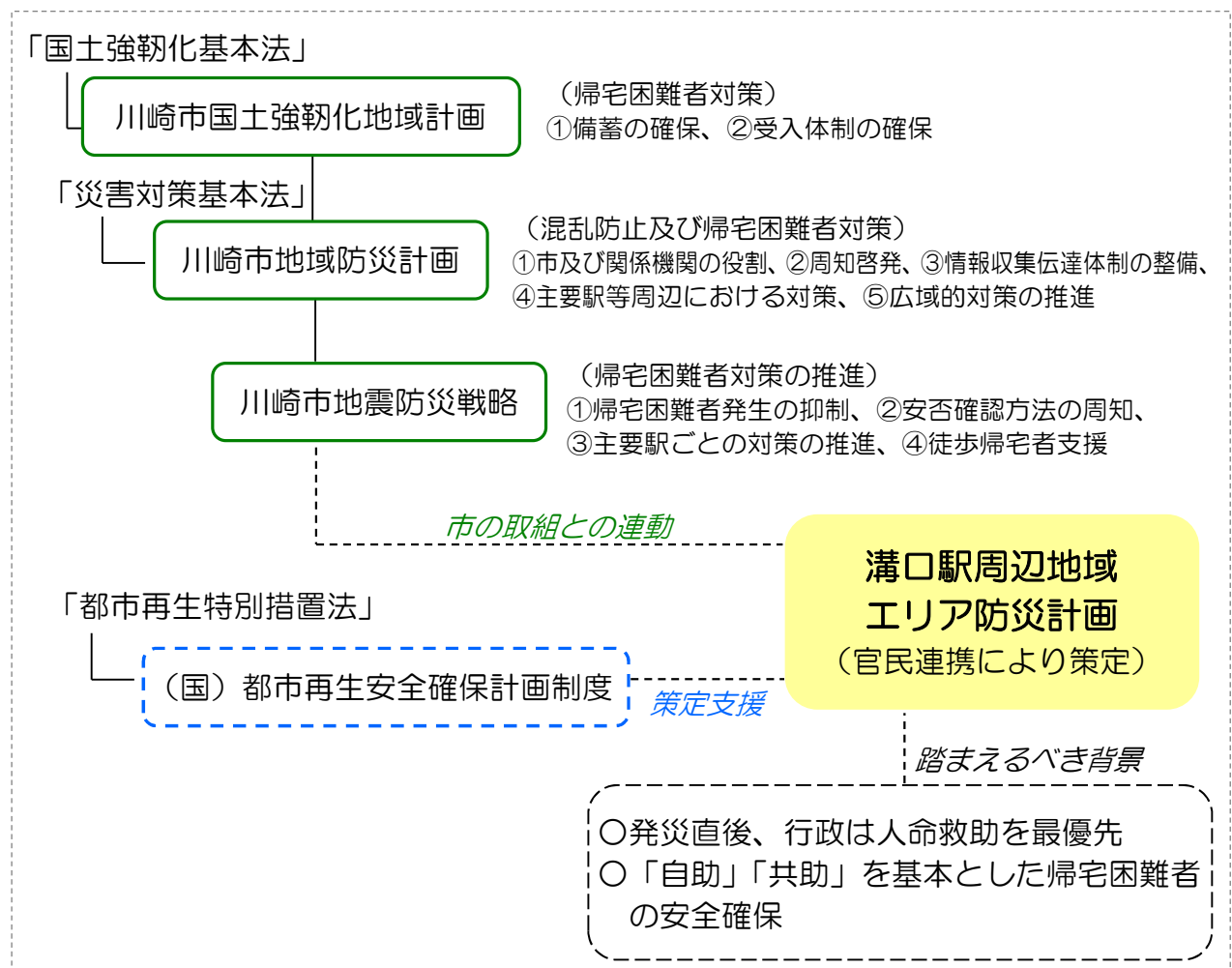


図 2 溝口駅周辺地域における防災・減災に向けた主な計画等

4. 計画の策定体制

溝口駅周辺地域におけるエリア防災計画を、以下の体制により検討・作成します。

- 計画の決定は、「溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」
- 計画内容等の実質的検討・作成は、発災時に具体的に関わる関係者による「溝口駅周辺地域エリア防災計画作成部会」

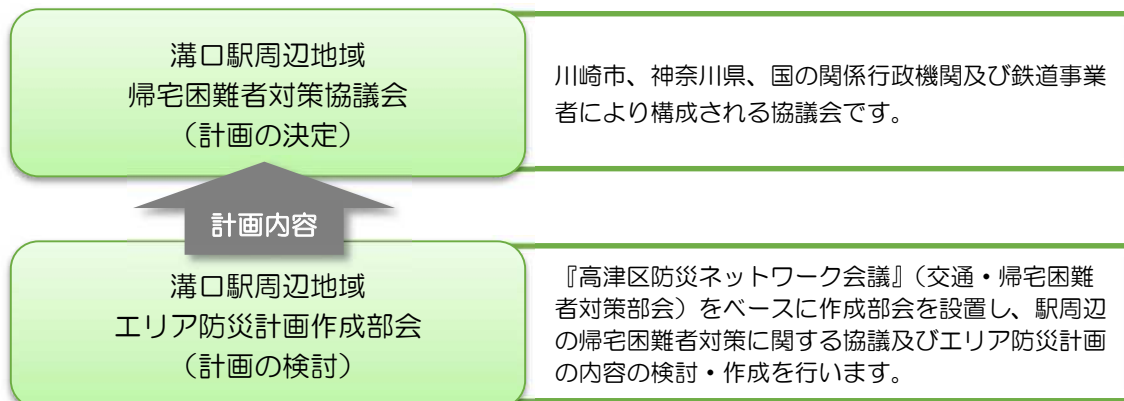


図 3 溝口駅周辺地域エリア防災計画の作成・検討体制

表 1 溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 名簿

■国	・国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課 課長
■神奈川県	・神奈川県安全防災局 副局長
■川崎市	・川崎市 副市長 ・川崎市高津区 区長
■鉄道事業者	・東日本旅客鉄道株式会社横浜支社総務部サービス品質改革室 室長 ・東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部 本部長
■警察	・神奈川県高津警察署 署長

表 2 溝口駅周辺地域エリア防災計画作成部会 名簿

■神奈川県	・神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課 課長
■川崎市	・川崎市高津区 副区長 ・川崎市総務企画局危機管理室 担当課長
■鉄道事業者	・東日本旅客鉄道株式会社武蔵溝ノ口駅 駅長 ・東京急行電鉄株式会社溝の口駅 駅長
■バス事業者	・株式会社東急トランセ高津営業所 所長 ・川崎市交通局自動車部管理課 課長
■警察	・神奈川県高津警察署 副署長
■消防	・川崎市高津消防署 副署長
■帰宅困難者一時滞在施設	・川崎市高津市民館 館長 ・川崎市総合教育センター 総務室長 ・川崎市生活文化会館(てくのかわさき) 館長 ・川崎市高津図書館 館長 ・川崎市大山街道ふるさと館 館長 ・川崎市子ども夢パーク 所長 ・学校法人洗足学園 法人本部長 ・日本ホテル株式会社ホテルメッツ溝ノ口 支配人 ・みぞのくち新都市株式会社 管理部担当課長 ・公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団川崎看護専門学校 事務局長
■オブザーバー	・世田谷区役所玉川総合支所地域振興課 課長

5. 計画の構成と対象範囲

(1) 本書の構成及び内容

本計画は、**都市再生特別措置法第19条の13第2項に基づいて作成**しており、計画の構成及び内容は以下のとおりです。

表 3 エリア防災計画の構成及び内容

エリア防災計画の構成及び内容		法の位置づけ 都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項			
第 1 章 策定にあたって	1.計画策定の背景	Ⅰ 基本的な方針		第 1 号	
	2.計画策定の目的及び考え方				
	3.計画の位置付け				
	4.計画の策定体制				
	5.計画の構成と対象範囲				
第 2 章 現状の分析	1.溝口駅周辺地域の特徴				
	2.災害時想定				
	3.これまでの取組				
	4.溝口駅周辺地域の課題				
第 3 章 今後の取組内容	1.課題に対する取組内容	Ⅱ 目標を達成 するための事 業及び事務	滞在者等の安全の確保を図 るために必要な事務	第 5 号	
	2.施設の整備及び管理		都市再生安全確保施設の整 備及び管理	第 2 号 第 3 号	
			その他の滞在者の安全を確 保するために実施する事業	第 4 号	
第 4 章 災害時の対応	1.情報の伝達			滞在者等の安全の確保を図 るために必要な事項	第 6 号
	2.発災後の行動フロー				
	3.情報の提供				
	4.誘導のポイント				
第 5 章 計画の推進について	1.計画の推進体制	Ⅰ 基本的な方針		第 1 号	
	2.計画の変更				
	3.訓練等の実施について				

都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項

2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- 三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- 五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

(2) 本計画の対象範囲

高津区内には重要な交通結節点である溝口駅を含め6駅が位置しており、発災時に各駅で発生が想定される駅前滞留者や帰宅困難者への対策は高津区全体で進める必要があることから、各駅から概ね1km圏内かつ高津区内のエリアを本計画の対象範囲とし、特に各駅周辺の市街地・商業地域や幹線道路沿線を中心に取組を推進します。

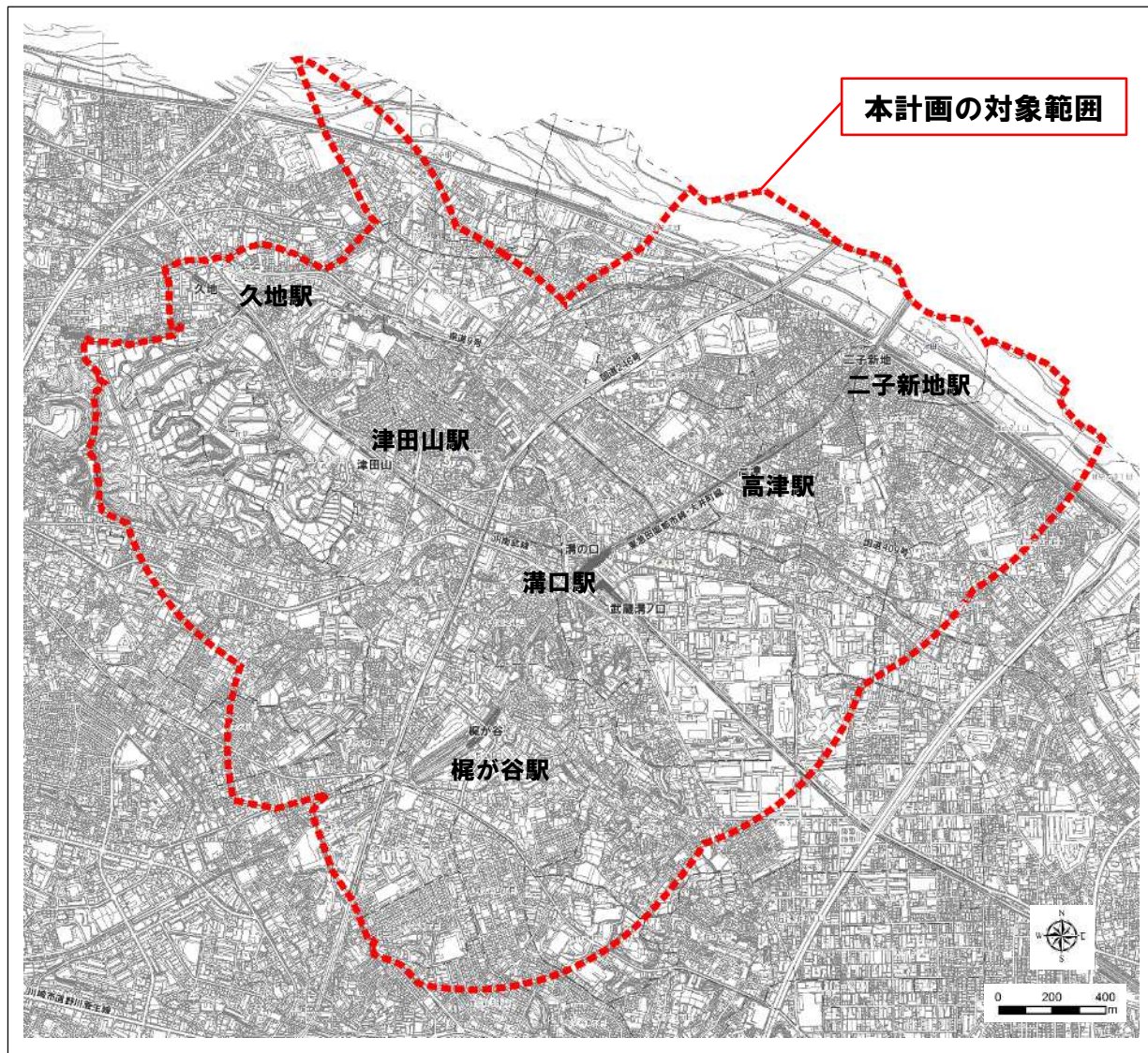


図 4 本計画の対象範囲

第2章 現状の分析

1. 溝口駅周辺地域の特徴

(1) 高津区の概要

高津区は、川崎市のほぼ中央に位置し、多摩川や矢上川に形づくられた平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらに、それらをつなぐ多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、起伏ある地形が特徴となっています。

昭和40年代以降、東京への通勤圏として渋谷に鉄道で直結する立地条件から住宅の需要が大きくなり、大規模な土地区画整理事業により大規模住宅地の開発が進むと同時に、東急田園都市線の延伸や第三京浜道路、東名高速道路の開通など、急激な都市化を支える都市基盤の整備が進められてきました。

住宅地域が多い一方で事業所や工場も比較的多く、準工業地域もあります。特に製造業の事業所数が多く、川崎のものづくりを支える基盤的技術産業が集積しています。

高津区は多摩川を挟んで東京都に接しており、都心から放射状に伸びる交通網として国道246号や国道466号（第三京浜道路）及び鉄道として東急田園都市線が区域を横切り、丘陵部で隣接する横浜市と連絡しています。一方、縦貫する幹線として国道409号（府中街道）や尻手黒川道路及び鉄道ではJR南武線が区域を通過し、市域を連結する重要な交通網を形成しています。



図 5 高津区の交通網

(2) 溝口駅周辺地域の概要

高津区の中心部に位置し、川崎市を縦断するJR南武線と、川崎市を横断して東京都心と神奈川県中央部を結ぶ東急田園都市線とが交差する溝口駅は、バス路線も集中し、交通の結節点となっています。また、高津区内には、JR線の津田山駅、久地駅、東急線の二子新地駅、高津駅、梶が谷駅があります。平成27年度には、溝口駅を含む6駅の一日常乗降客数の合計が約50万人となっており、最近10年間で約1.2倍に増加しています。

【溝口駅周辺の交通】



【1日平均乗降客数（鉄道）】



図 6 溝口駅周辺の交通と利用状況

溝口駅周辺では、平成9年に再開発により大型商業施設が立地し、高津区の中心となる市街地となっています。北口地区再開発事業により建設されたノクティプラザには、商業施設を中心として、高津市民館、行政サービスコーナー等の公共施設、銀行、事務所、駐車場、駐輪場等の様々な機能が導入されており、多くの利用者が訪れています。また、その他にも公共施設や商店街、宿泊施設、文教施設、医療機関などが立地しており、多くの人が利用しています。



図 7 溝口駅周辺地域の施設

2. 災害時想定

(1) 地震被害想定

H24川崎市地震被害想定調査によると、川崎市直下の地震（マグニチュード7.3、阪神・淡路大震災と同等の大きさを想定）が発生した場合、川崎市内においてはほとんどの地域で震度6弱以上、高津区ではほとんどの地域が震度6強と想定されています。

表 4 川崎市直下の地震による被害量

種別	被害項目	単位	川崎市	高津区
建物被害	全壊（津波を除く）	（棟）	22,329	3,083
	半壊（津波を除く）	（棟）	49,798	7,468
	津波	全壊	（棟）	－
		半壊	（棟）	－
		浸水	（棟）	－
地震火災	出火	（件）	243	52
	延焼による消失棟数	（棟）	16,395	2,028
人的被害	死者	（人）	819	108
	負傷者	（人）	15,822	2,300
ライフライン	上水道	直後断水	（世帯）	351,337
	下水道	直後支障	（世帯）	276,022
	通信	一般回線電話不通	（台）	129,450
	電力	直後停電	（件）	399,050
	都市ガス供給停止		49%～100%	－
	LPガス供給停止	（件）	955	260
生活支障等	避難所への避難者	（1日～3日後）	（人）	361,077
		（28日後）	（人）	162,472
	主要駅※1での駅前滞留者	屋外滞留者※2	（人）	34,616
		屋内滞留者※3	（人）	101,002
				18,368

※1 川崎市の主要駅：川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅
高津区の主要駅：武蔵溝ノ口駅

※2 屋外滞留者：駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の推計値

※3 屋内滞留者：駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の推計値

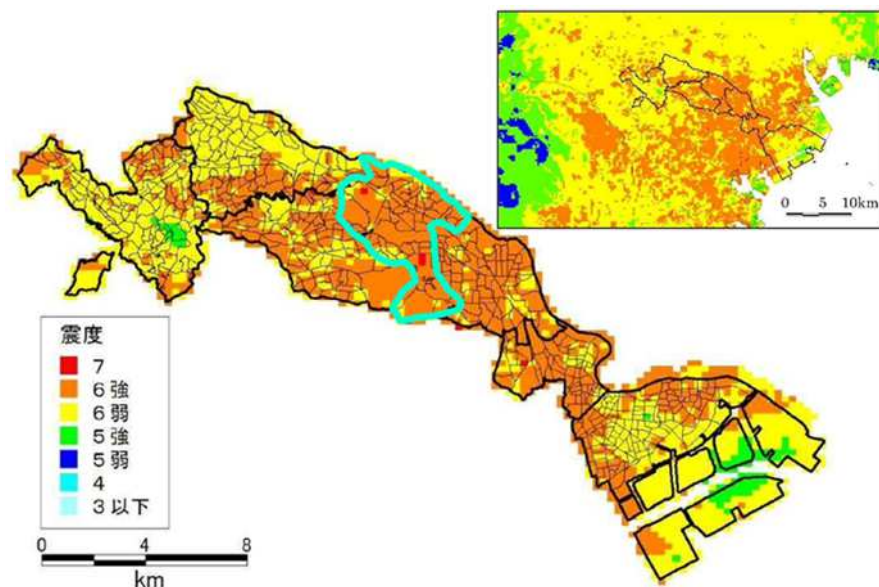


図 8 川崎市直下の地震による震度分布（右上は広域の震度分布）

【参考】被災イメージ



資料：阪神・淡路大震災「1.17の記録」

【参考】帰宅困難者イメージ



資料：東日本大震災時のアジアの義子、高車団帰宅困難者対策訓練の様子

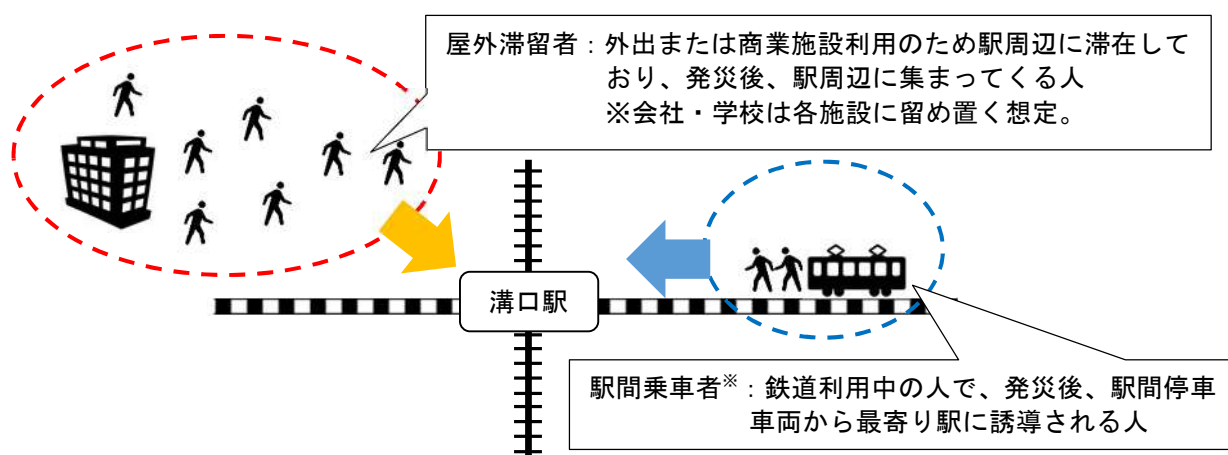
(2) 災害時における駅前滞留者及び帰宅困難者の想定

① 駅前滞留者

大規模な地震が発生して公共交通機関の運行が停止すると、駅周辺においては多くの滞留者で混乱が生じることが予想されます。こうした場合に備えた対策を講じるためには、駅周辺でどれくらいの滞留者が発生するのかを把握する必要があります。

発災後に駅周辺で発生する滞留者等（以下、「駅前滞留者」という。）には、屋外または周辺施設から駅周辺に集まってくる人と、隣接駅間で停止した列車から駅に誘導される人がいます。

本計画においては、駅前滞留者を以下のように定義します。



※ 駅間乗車者は、鉄道会社員等の案内により最寄り駅に誘導されますが、特段の案内をせず駅構外へ誘導した場合は屋外滞留者と合流して混乱が発生することが予想されます。

※ 梶が谷駅や津田山駅など溝口駅の最寄りの駅に誘導される可能性もあります。

※ 駅間乗車者は通勤・通学時間帯に最も多くなると考えられ、午前8時で最大9,080人と想定されています。

図9 駅前滞留者の定義

本計画における溝口駅周辺の駅前滞留者数は、H24川崎市地震被害想定調査を踏まえて、以下のとおりとします。

駅前滞留者数 (15時) = 8, 458人

駅前滞留者数	=	屋外滞留者数	+	駅間乗車者数
(8,458人)		(6,364人)		(2,094人)

② 帰宅困難者

駅前滞留者は発災直後に最も多くなり、その後、徒歩で帰宅できる人は帰宅を開始しますが、自宅が遠距離にあることなどにより帰宅できない人（以下、「帰宅困難者」という。）は、引き続き駅周辺に留まると予想されます。

本計画においては、市被害想定調査と同様に、帰宅困難者を以下のように定義します。



《自宅までの距離別帰宅困難割合》

- ・近距離徒歩帰宅者（自宅まで 10km 以下）は全員「帰宅可能」
- ・遠距離徒歩帰宅者（自宅まで 10km～20km）は、1km 長くなるごとに帰宅困難割合は 10%増加
- ・帰宅断念者（自宅まで 20km 以上）は全員「帰宅困難」

■自宅までの距離と帰宅困難割合（概念図）

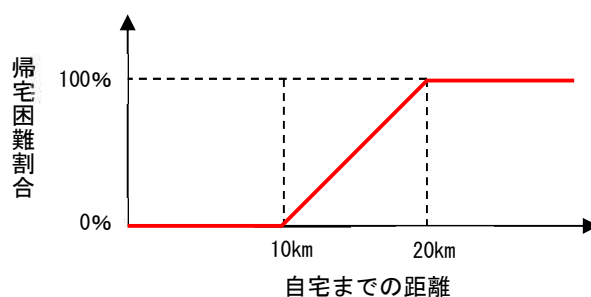


図10 帰宅困難者の定義

H28「溝口駅周辺地域エリア防災計画」基礎調査（以下、「H28基礎調査」という。）では、高津区内の6駅を対象に、帰宅困難者数を算定しています。帰宅困難者は一定期間、駅周辺に留まるため、高津区全体での対策が必要となります。

本計画における帰宅困難者数は、H28基礎調査を踏まえて、以下のとおりとします。

《各駅における帰宅困難者数（15 時）》区内合計：5,900 人

溝口駅：3,112 人 高津駅：550 人 二子新地駅：403 人

梶が谷駅：1,130 人 津田山駅：273 人 久地駅：432 人

※ 帰宅困難者数は、午前8時で区内合計が最大 12,577 人（溝口駅 4,907 人）と想定されています。

3. これまでの取組（今後も継続する取組）

(1) 大規模地震発生時の行動原則の周知・啓発（一斉帰宅の抑制）

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、自宅に帰ることが困難になる人が多数発生することが予想されます。多数の帰宅困難者が一斉に帰宅すると道路や歩道が混雑し、救助活動に支障をきたすだけでなく、帰宅困難者自身が二次被害に遭うおそれもあります。

そのため川崎市では、勤務先の建物や学校、大型商業施設など、身を寄せる場所がある場合は、その場に留まることを基本としています。

《情報収集・安否確認のための情報提供》

発災時に、被害状況がわからないままに慌てて行動すると、思わぬ危険に巻き込まれる恐れがあります。身の安全を確保したあと、市民が冷静に行動できるよう、川崎市では様々な方法で情報を提供します。

- メールニュースかわさき、●市ホームページ、●かわさき防災アプリ、
- テレビのデータ放送、●ラジオ「かわさきFM」（79.1MHz）、●SNS（twitter）

(2) 安否確認方法の周知

災害用伝言サービス（171）や各携帯電話キャリアの災害用伝言版の利用について、市ホームページやパンフレット等により、市民や市内企業に対して啓発を行っています。

(3) 一時滞在施設の確保・飲料水等の備蓄

帰宅困難者に対して一時的に施設を開放し、円滑な支援を行うため、一時滞在施設を確保するとともに、必要物資を備蓄しています。

＜高津区役所所管の一時滞在施設＞

高津市民館、生活文化会館（てくのかわさき）、大山街道ふるさと館、高津図書館、総合教育センター、子ども夢パーク、洗足学園音楽大学、ホテルメッツ溝ノ口、ノクティ1ビル、かながわサイエンスパーク、男女共同参画センター、プラザ橘、久本神社、南武朝鮮初級学校、パールホテル溝ノ口、溝の口キリスト教会、川崎第一ホテル溝ノ口、グラウンドワークツカサ、ホテル梶ヶ谷プラザ、立正佼成会川崎教会、川崎バプテスト教会（中原区）、川崎第一ホテル武蔵新城（中原区）、溝ノ口劇場、かわさき北部斎苑（計24施設・約4,480人分）

※一部、区境付近の他区に所在する施設を含みます。

＜備蓄品＞

飲料水、簡易食料、携帯トイレ、防寒シート

(4) 情報収集伝達体制の整備

主要駅、一時滞在施設と区役所において、鉄道運行状況、駅前滞留状況、一時滞在施設の開設状況等を共有するため、無線機を配備しています。

(5) 災害時帰宅支援ステーションの確保

大規模地震発生時には公共交通機関が不通となる可能性が高く、多くの人々が徒歩で帰宅すると考えられます。そのため、徒歩帰宅者への帰宅支援を目的として、九都県市や四県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションの確保を進めています。

協定を締結した企業の善意で行われる支援活動の拠点として、可能な範囲で協力・支援していただけることになっています。

コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、自動車販売店など協定を締結した対象の店舗にはステッカー（右）を掲示しています。（区内約140箇所）

《支援内容》

- ①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など



(6) 帰宅困難者用パンフレットの作成配布

平常時の啓発用として「帰宅困難者向け防災必携マニュアル」や「徒歩帰宅支援マップ」を、また発災時において帰宅困難者に対し一時滞在施設の場所や適切な行動を知らせることを目的として「帰宅困難者用一時滞在施設マップ」を作成しています。



図 11 帰宅困難者用パンフレット（左：徒歩帰宅支援マップ、右：帰宅困難者用一時滞在施設マップ）

(7) 高津区防災ネットワーク会議（H23～）

高津区では平成23年より、区内の住民組織、交通機関、学校、民間企業、公共機関で構成する高津区防災ネットワーク会議を設置し、平常時には高津区の防災体制の構築に取り組んでいます。

高津区防災ネットワーク会議では、課題ごとに4つの部会を開催しており、個々の課題に対する具体的な解決策を協議し、実施しています。

交通・帰宅困難者対策部会では、溝口駅を中

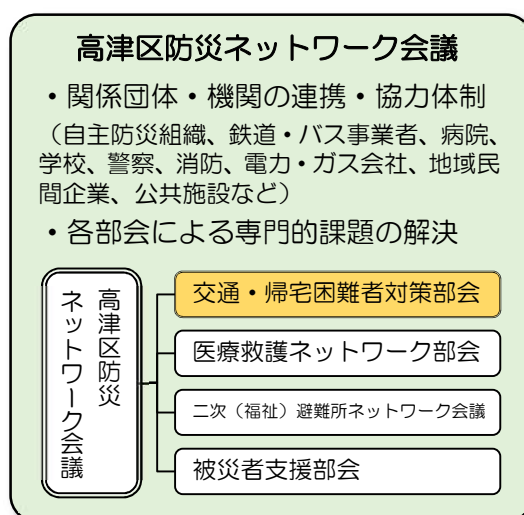


図 12 高津区防災ネットワーク会議

心に帰宅困難者の滞在場所の確保、誘導、情報の提供等を迅速に行える体制づくりの構築を協議しています。

(8) 帰宅困難者一時滞在施設開設・運営マニュアルの策定

地震等の災害により公共交通機関が運行停止したことに伴い、区役所と一時滞在施設の管理者が、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設を開設・運営する際の手順を整理するため、マニュアルを作成しています。

【内容】

- ①一時滞在施設開設の流れ（施設の安全確認、滞在スペースの設定など）
- ②一時滞在施設運営の流れ（誘導、支援物資の配布、情報提供など）
- ③一時滞在施設と区役所との情報共有

(9) 関係機関における情報伝達訓練

発災時に関係機関が円滑に情報伝達を行えるよう、区内主要駅（武蔵溝ノ口駅、溝の口駅）、帰宅困難者一時滞在施設と区役所に設置しているMCA無線を使用し、毎月1回通信訓練を実施し、無線の使用方法や通信状況の確認を行っています。



(10) 帰宅困難者対策訓練

川崎市直下の地震を想定し、JR東日本、東急電鉄、高津警察署、高津消防署、帰宅困難者一時滞在施設等と合同で、情報伝達や一時滞在施設の開設、帰宅困難者の誘導等の訓練を実施しています。



4. 溝口駅周辺地域の課題

(1) 駅周辺の滞留スペースとキャパシティ

① 駅周辺の滞留スペース

駅周辺の滞留スペースとして、都市計画基本図等を参考に、駅構内、駅周辺100m圏内のスペースを抽出すると下図のようになります。

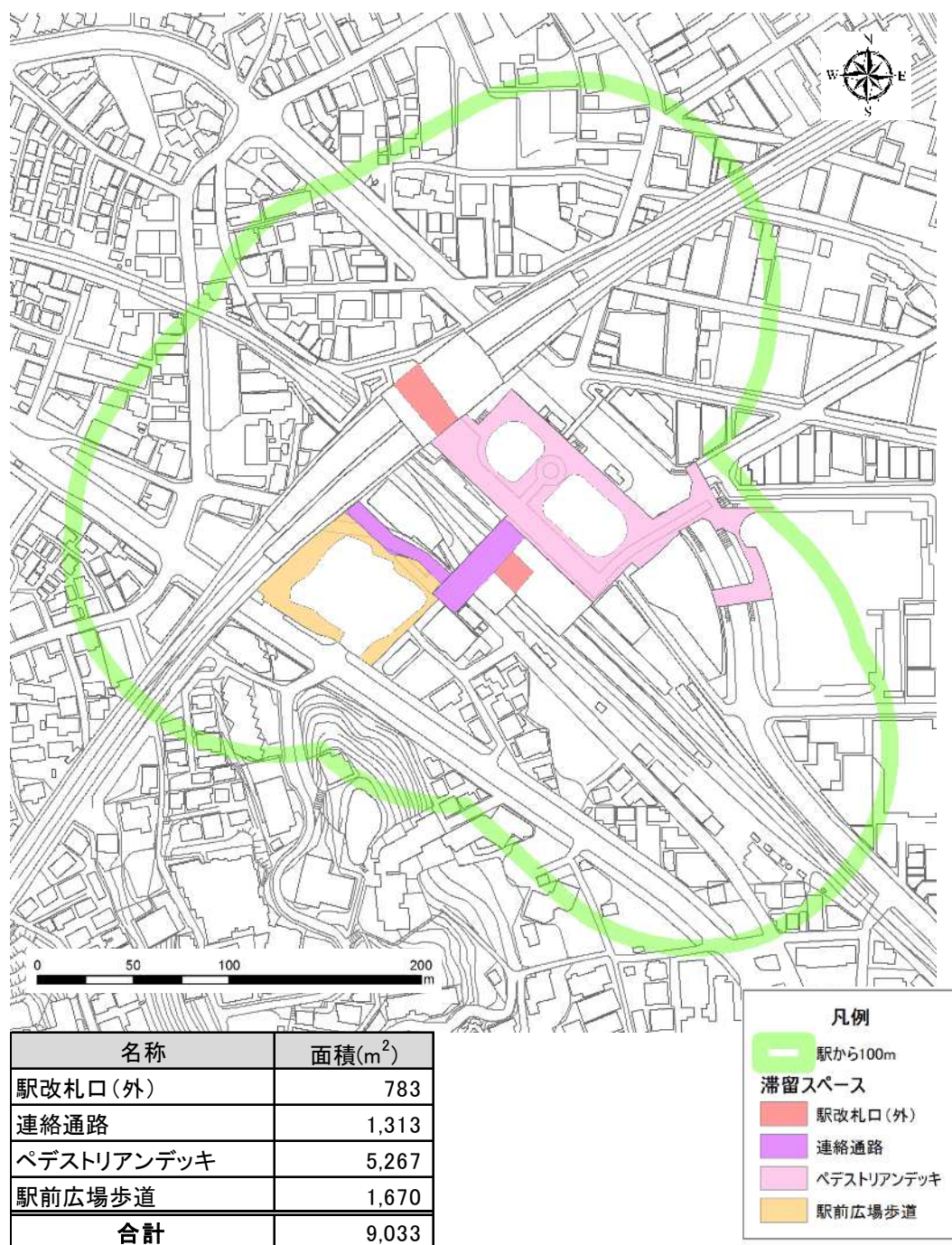


図 13 駅周辺の滞留スペース

② 1人あたりの滞留スペースの検討

下表は、混雑度ランクと混雑状況を示しています。

発災時には駅前滞留者による混乱が生じ、混雑度ランクはD以上になることが想定されますが、駅前滞留者の安全確保の観点から、

災害時に必要な1人あたりの滞留スペースを下表の混雑度ランクF (0.67 m²)

と設定します。

溝口駅には階段が多く混雑時の移動には危険が伴うこと、発災時には一時的に立ち止まるだけでなく路上に人が座り込んだりすることなども想定されますが、混雑度ランクFを滞留スペースの目標値に置くことで、これらの滞留者の影響も考慮できると考えます。

表 5 混雑度ランクと混雑状況

混雑度 ランク	混雑状況〔 () 内は混雑度 (人/m ²) 〕	災害時に 想定される危険	混雑度 (人/m ²)	1人あたり 面積 (m ² /人)	歩行速度 (km/h)
A	群集なだれが引き起こされる (7.2) ラッシュアワーの満員電車の状態 (6.0-6.5) ラッシュアワーの駅の改札口付近 (6.0-6.5)	群集なだれ	6~	~0.17	~0.4
B	ラッシュアワーの駅の階段周辺 (5.5-6.0) 危険性を伴う群集の圧力と心理的ストレス が大きくなり始める (5.4)	衝突、集団転倒	5.25~6	0.19~0.17	0.4~1
C	駅の連絡路のラッシュ時で極めて混雑した 状態 (4.5-5.0) エレベータ内の満員状態 (4.0-4.5)		4~5.25	0.25~0.19	1~2
D	劇場での満員状態 (3.5-4.0) ラッシュ時のオフィス街路 (2.5-3.0)		2.75~4	0.36~0.25	2~3
E	街路等で普通の歩行ができる (1.5-2.0)	他の歩行者の影響を受け、歩行速度や 経路が制限される	1.5~2.75	0.67~0.36	3~4
F	街路で前の人を追い越せる状態 (1.0-1.5) 街路で普通に混まずに歩ける (0.5-1.0)	他の歩行者にほとんど影響 されることなく、自分にあっ た速度や経路で移動できる	~1.5	0.67~	4

注) 中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」第11回資料『帰宅行動シミュレーション結果 (H20.4) 内閣府 (防災担当)』で採用されている混雑度区分をもとに作成

③ 駅前滞留者数と滞留可能人数の関係

1人あたりの滞留スペースの目標値を0.67m²とすると、溝口駅周辺の滞留スペースは以下のようになります。

人が集まるスペース・駅周辺の歩道 (9,032 m²)
⇒ **13,480 人 (滞留可能人数)**

本計画の被害想定 (15時) での駅前滞留者は8,458人であることから、発災直後の溝口駅周辺の滞留イメージは以下のようになります。

駅前滞留者約 8,500 人 (屋外滞留者約 6,400 人、駅間乗車者約 2,100 人)

⇒ 全ての駅前滞留者が駅前に滞留可能

※ただし、適切な誘導がなければ混乱する恐れがあるため、誘導方法の検討が必要

(2) 時系列の混雑度の想定

大規模地震発生時に想定される駅前滞留者の滞留状況を時系列的に整理しました。

1 想定条件

【前提条件】

- 地震発生日時は平日 15 時とする
- 発災直後、溝口駅周辺は停電となり、走行中の電車は高架上で緊急停止する
- 屋外滞留者は最大 6,364 人、駅間乗車者[※]は最大 2,094 人とする

※ 梶が谷駅や津田山駅など駅間の反対側の駅に誘導される可能性もあります。

【人の動き想定】

- 企業、学校では従業員や生徒の帰宅抑制を行っており、溝口駅に向かわない
- 高津区在住の区民は自宅に待機しており、溝口駅に向かわない
- 駅構内、駅周辺の商業施設利用者は十分な情報がなく、情報を求めたり、帰宅を試みるため駅に向かい滞留する
- 電車の乗客は、緊急停止した電車内で待機し、1 時間後に乗務員の誘導により最寄り駅に移動を開始する

2 滞留状況

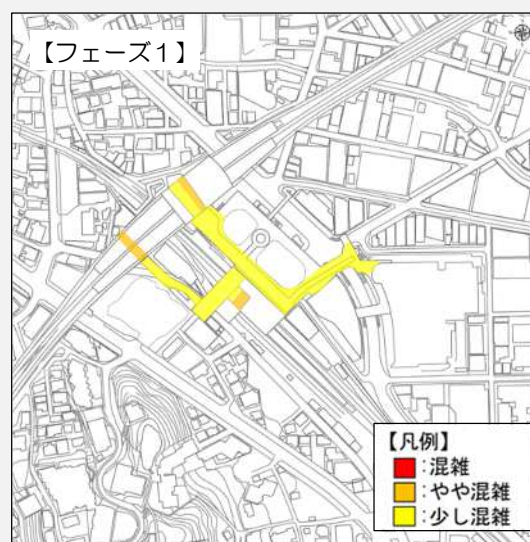
発災直後、屋外滞留者のピーク時、駅前滞留者のピーク時における駅周辺の滞留状況（イメージ）は、以下のとおりである。

【フェーズ1】

（発災直後から 30 分程度：～15：30）

- 屋外滞留者が駅周辺に集まり始める。

- ・ 屋外滞留者：1,000 人程度
- ・ 駅間乗車者：2,094 人は電車で待機
- ・ 駅前滞留者：1,000 人程度

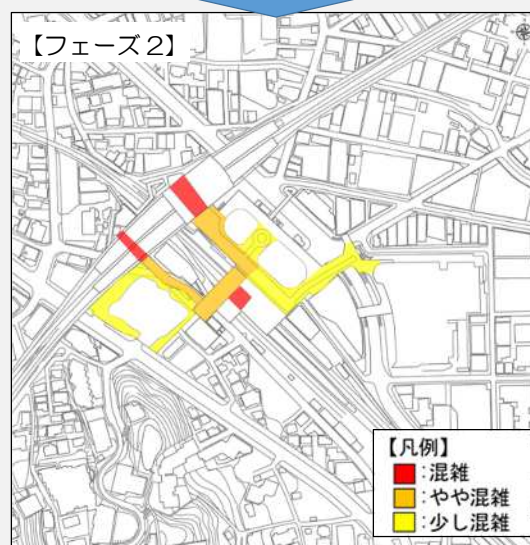


【フェーズ2】

（発災後 1 時間～2 時間後：～17：00）

- 屋外滞留者が最大値に達し、駅構内、連絡通路、ペDESTリアンデッキではやや混雑し始める。
- 駅間乗車者が移動を始める

- ・ 屋外滞留者：最大 6,364 人に増加
- ・ 駅間乗車者^{※1}：最大 2,094 人が移動開始
- ・ 駅前滞留者：6,364 人程度



※1 梶が谷駅や津田山駅など駅間の反対側の駅に誘導される可能性もあります。

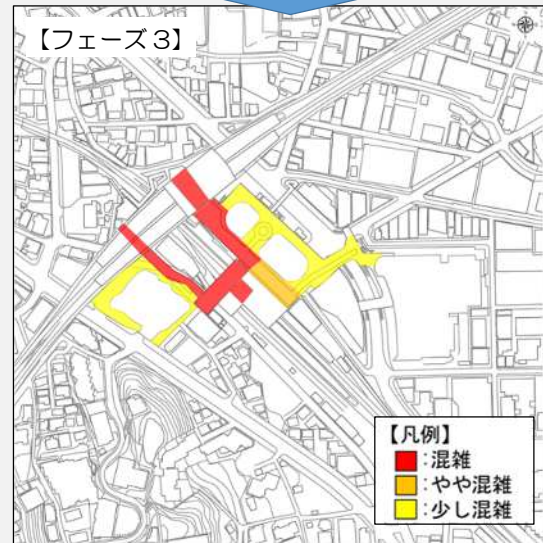
【フェーズ3】

(発災後2時間～3時間後：～18:00)

- 駅間乗車者が駅に到着し、屋外滞留者に加わることで、駅周辺の混雑の度合いが高まり、駅周辺では混乱が発生する。

- ・ 屋外滞留者 : 最大 6,364 人が駅前に滞留
- ・ 駅間乗車者※1 : 最大 2,094 人が駅前に加わる
- ・ 駅前滞留者 : 8,458 人程度

※1 梶が谷駅や津田山駅など駅間の反対側の駅に誘導される可能性もあります。



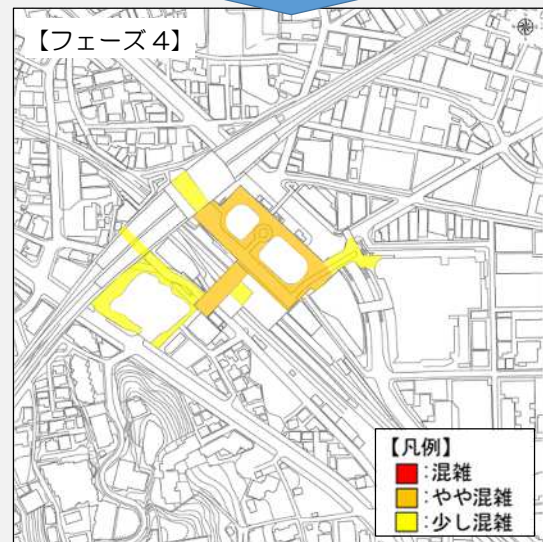
【フェーズ4】

(18:00～)

- 駅前滞留者のうち、徒歩帰宅が可能な者が帰宅を始めることで、駅周辺の混雑度は緩和される。
- 徒歩帰宅が困難な者は駅周辺に留まり続ける。

- ・ 帰宅困難者※2 : 3,112 人程度

※2 高津区全体では 5,900 人程度の帰宅困難者が想定されており、溝口駅以外の駅から移動してくる可能性もあります。



(3) 帰宅困難者への対応

大規模地震発生時における帰宅困難者の想定数と、帰宅困難者一時滞在施設の収容人数は、次のとおりです。

帰宅困難者 想定数		不足数 1,423 人分	一時滞在施設 収容人数	
区内合計	5,900 人		区内合計	4,477 人
(内訳)			(内訳)	
・ 溝口駅	3,112 人		・ 高津市民館	1,430 人
・ 高津駅	550 人		・ 生活文化会館	450 人
・ 二子新地駅	403 人		・ 大山街道ふるさと館	106 人
・ 梶が谷駅	1,130 人		・ 高津図書館	92 人
・ 津田山駅	273 人		・ 総合教育センター	327 人
・ 久地駅	432 人		・ 子ども夢パーク	130 人
			・ 洗足学園音楽大学	300 人
			・ ホテルメッツ溝ノ口	30 人
			・ ノクティ1ビル	120 人
			・ かながわサイエンスパーク	100 人
			・ 男女共同参画センター	211 人
			・ プラザ橘	150 人
			・ 久本神社	50 人

	・南武朝鮮初級学校 ・パールホテル溝ノ口 ・溝の口キリスト教会 ・川崎バプテスト教会 ・川崎第一ホテル溝ノ口 ・川崎第一ホテル武蔵新城 ・グラウンドワークツカサ ・ホテル梶ヶ谷プラザ ・立正佼成会 川崎教会 ・溝ノ口劇場 ・かわさき北部斎苑	306 人 20 人 50 人 200 人 40 人 20 人 40 人 40 人 160 人 30 人 75 人
--	--	---

※区境付近の他区に所在する一部の施設について、高津区が所管することとしています。

(4) 駅周辺の地理的な課題

大規模地震発生時における駅周辺地域の地理的な課題を以下に整理しました。

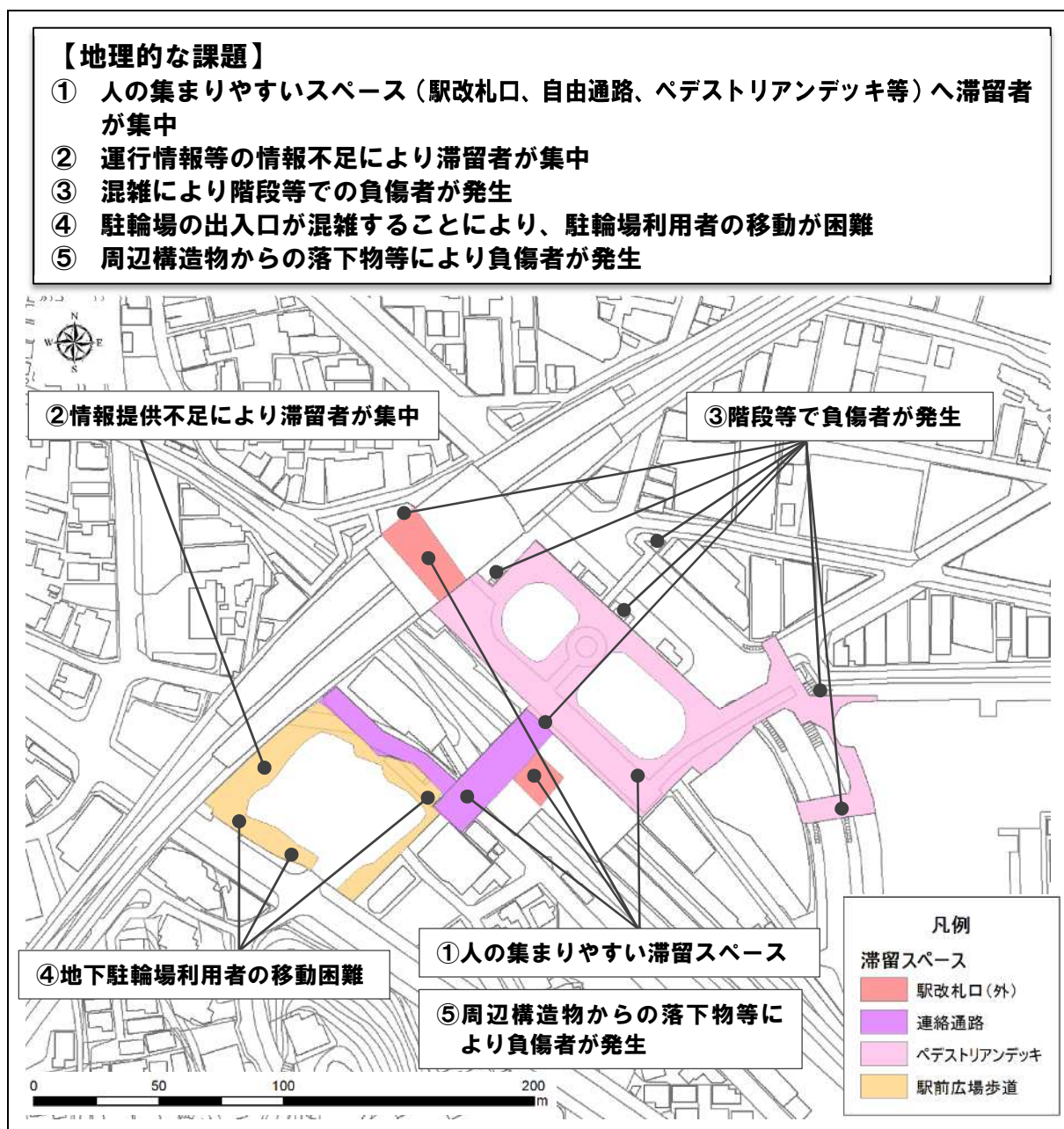


図 14 溝口駅周辺地域の課題

(5) 駅周辺地域における課題

これまでに検討した現状、被害想定や様々な視点からの課題を踏まえて、今後検討する必要がある、駅周辺地域における課題を次のとおり整理しました。

課題1	行政、鉄道事業者、一時滞在施設等の対応機関が担うべき役割の整理
	大規模地震発生時には、各対応機関が限られた体制のなかで応急活動に当たることになるため、円滑かつ適切に帰宅困難者対策を実施するためには、対応機関の役割分担や対応フローをあらかじめ定めて、訓練等を実施しておく必要があります。
課題2	発災時における情報収集・共有
	大規模地震発生時に、対応機関が帰宅困難者対策に的確に取り組むためには、被害状況や交通機関の運行状況等を適宜・正確に情報共有する必要があります。
課題3	駅前滞留者対策
	発災直後の、駅周辺における混乱を最小限に抑えるためには、駅前滞留者への的確な情報提供や安全な誘導が必要です。
課題4	帰宅困難者一時滞在施設の確保、一時滞在施設への誘導
	帰宅困難者の安全を確保するため、想定数 5,900 人を収容できるよう、一時滞在施設の更なる確保と一時滞在施設への適切な誘導等が必要です。
課題5	徒歩帰宅者への支援
	徒歩帰宅を安全・円滑に行えるよう、適切な誘導や休憩場所・トイレ・情報の提供等が必要です。
課題6	要配慮者（高齢者・障害者等）への対応
	帰宅困難者対策全般にわたり、高齢者や障害者等配慮が必要な方に対して、適宜必要な支援を行う必要があります。

第3章 今後の取組内容

1. 課題に対する取組内容

(1) 課題に対する取組の整理

- 第2章4「溝口駅周辺地域の課題」を踏まえ、大規模地震発生時における主な対応ごとに取組の方向性を整理すると、以下のようになります。

取組の方向性

- ① **むやみな移動の抑止（一斉帰宅抑制の原則）** ←（本市の基本的方向）
- ② **駅周辺の混雑・混乱の防止と円滑な移動**
↑ 課題2『発災時における情報収集・共有』 課題3『駅前滞留者対策』
- ③ **帰宅困難者一時滞在施設に係る対策（入れない人の対応も含む）**
↑ 課題4『一時滞在施設の確保、一時滞在施設への誘導』
- ④ **徒歩帰宅支援** ← 課題5『徒歩帰宅者への支援』
- ⑤ **その他（活動体制の整備）**

- 課題6『要配慮者（高齢者・障害者等）への支援』については、取組の方向性をまたいで取組を行います。
- 各方向性に基づく今後の取組内容を「事前対策（平常時の取組）」と「災害時対応」に分け、さらに、取組に関わる機関等を記載し、課題1『行政、鉄道事業者、一時滞在施設等の関係機関が担うべき役割』を明確にします。

(2) 今後の取組内容

①むやみな移動の抑止（一斉帰宅抑制の原則）		主な主体				
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
発災時は施設からの退避者などによる路上の混雑が予想されるため、施設の安全性が確保された場合、施設内待機の実施が必要である。						
【事前対策（平常時の取組）】						
□ 施設、物資の充実	・ 建物の耐震性の確保	●	●	●	●	●
	・ 従業員や児童生徒が一定期間施設内に滞在できるように、飲料水や食糧など備蓄の推進		●			●
□ 意識啓発活動	・ 従業員や児童生徒に対し「むやみに移動せず安全な場所で身の安全を確保する」ことの周知徹底		●			●
□ 安否確認方法の啓発	・ 災害時伝言サービスなどの周知徹底		●			●
【災害時対応】						
□ 施設の安全確認	・ 自施設の損傷状況を確認し、使用の可否を判断	●	●			●
□ 行動抑制・注意喚起	・ 施設の安全性が確保された場合、施設内待機の実施	●	●			●
	・ 災害時における一斉帰宅抑制の周知		●			●
	・ 施設内に待機する従業員や児童生徒への飲料水・食糧の提供					●
□ 施設内待機者への情報提供	・ 緊急速報メール、メールニュースがわさき、屋外防災無線などによる緊急情報や地震情報等の配信		●			●
	・ 交通機関の運行状況の発信	●	●			
	・ 施設内に待機する従業員や児童生徒への情報の提供					●
②駅周辺の混雑・混乱の防止と円滑な誘導		主な主体				
溝口駅周辺では、約9千人の駅前滞留者が見込まれ、滞留スペースや移動時における怪我人の発生、応急救助活動の妨げなどが予想され、これらを抑制するため、滞留者への的確な情報提供や安全な誘導が必要である。		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
【事前対策（平常時の取組）】						
□ 一時的な滞留スペースの確保	・ 駅改札付近の混雑解消のため、駅周辺で一時的に留まることができるスペースの確保		●			●
□ 情報提供機器の整備	・ 滞留者などへ災害情報や鉄道運行情報などの情報を発信するため、デジタルサイネージ等の情報発信機器の新規設置・既存設備の活用検討	●	●			●
□ 要配慮者への支援方法の検討	・ 要配慮者への支援方法（誘導・情報提供等）の整備		●			●
【災害時対応】						
□ 退避誘導（混乱防止）	・ 駅階段付近での混雑・錯綜による二次被害の発生を防止するための注意喚起や、秩序だった移動の誘導	●	●			●
	・ 駅改札付近の混雑・混乱等抑制のため、滞留者を滞留スペースへ誘導	●	●			●
	・ 車両交通による混乱回避のため、交通誘導の実施					●
□ 一時滞在施設への誘導	・ 開設された一時滞在施設へ安全に移動できるよう交通整理や誘導の実施	●	●			●
	・ 一時滞在施設等への誘導経路の安全確保		●			●
□ 負傷者の応急救護・搬送	・ 消防に対し負傷者等の情報の連絡、応急救護や医療機関への搬送の協力	●	●			●
□ 安全確保措置	・ 二次被害を防止するため、災害に伴う破損により危険となった場所等への立ち入り防止措置等	●	●			●
□ 情報収集・集約	・ 被害状況や一時滞在施設の開設状況、交通機関の運行状況等の情報の収集・集約		●			●
□ 滞留者への情報提供	・ 滞留者の不安解消のため、被害状況や一時滞在施設の開設状況、交通機関の運行状況等の情報を、マップの配布・掲示、HP等により提供	●	●			●
□ 要配慮者の移動支援	・ 車いすや杖の使用者、負傷者など移動困難な人に対し、協力して移動、搬送（担架の使用等）	●	●			●

③帰宅困難者一時滞在施設に係る対策(入れない人の対応も含む)		主な主体				
高津区内の各駅における帰宅困難者は合計約6千人と想定されており、それらを受け入れる一時滞在施設の整備や備蓄物資の拡充などが必要である。		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
【事前対策(平常時の取組)】						
☐ 一時滞在施設の整備・拡充	・一時滞在できる人数をより多く確保するため、帰宅困難者一時滞在施設の協定締結		●	●		
	・帰宅困難者のスムーズな誘導のため、一時滞在施設の幅広い周知	●	●	●		
	・一時滞在施設を速やかに開設できるよう、各施設で受入マニュアルの整備、開設訓練の実施		●	●		
☐ 備蓄物資の整備	・必要な備蓄物資(飲料水、携帯トイレ、防寒シートなど)の充実、適切な維持・管理		●	●		
☐ 要配慮者への支援	・要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設の設定		●	●		
	・要配慮者の誘導・対応ルールの設定(要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設や駅に近い一時滞在施設等への優先的誘導)	●	●	●	●	
【災害時対応】						
☐ 一時滞在施設の開設・運営・閉鎖	・帰宅困難者一時滞在施設の安全の確認(帰宅困難者の滞在可否の判断、施設及び施設内の安全性の確認)			●		
	・帰宅困難者の安全確保のため、迅速な一時滞在施設の開設			●		
	・マニュアルに則った帰宅困難者の受入れ			●		
	・復旧作業を進めるため、特定の帰宅困難者一時滞在施設への帰宅困難者の集約		●	●		
☐ 帰宅困難者への情報提供	・帰宅困難者の適切な誘導のため、開設に係わる情報の提供	●	●	●		
	・帰宅困難者の不安解消のため、地域の被害状況や交通機関の運行情報、復旧見込みの情報の定期的な提供	●	●	●		
☐ 備蓄物資の提供	・帰宅困難者に対し、備蓄物資(飲料水、携帯トイレ、防寒シートなど)の適切な提供	●	●	●		
	・物資の調達及び一時滞在施設や駅周辺の滞留場所などへの搬送の実施		●			
☐ 要配慮者への支援	・災害時の状況に応じ、要配慮者への優先的な受入、備蓄物資の提供		●	●		
④徒歩帰宅支援		主な主体				
交通機関の運行停止により徒歩帰宅する人が生じると予想されるので、徒歩帰宅者に対する誘導策、帰宅途中での休憩場所やトイレの提供など徒歩帰宅を安全・円滑に行えるような支援が必要である。		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
【事前対策(平常時の取組)】						
☐ 徒歩帰宅支援マップの作成	・徒歩帰宅のための情報や帰宅経路を示した「徒歩帰宅支援マップ」の作成・配布	●	●			
☐ 徒歩帰宅支援のための設備の整備	・案内板や誘導標識などの整備		●			
	・コンビニエンスストア等事業者との「災害時帰宅支援ステーション」の協定の締結及び拡充		●			● ●
【災害時対応】						
☐ 徒歩帰宅に資する情報の提供	・交通機関の運行状況や道路の開通状況など、徒歩帰宅に資する情報の提供	●	●	●	●	● ●
☐ 交通整理	・主要交差点における交通整理など			●		
☐ 徒歩帰宅支援への協力	・帰宅困難者に対しての水道水やトイレ、休憩スペースの開放の協力(災害時帰宅支援ステーション)					● ●
⑤その他(活動体制の整備)		主な主体				
災害時、迅速に防災活動を行うためには、溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会、エリア防災計画作成部会、高津区防災ネットワーク会議など関係者が連携した活動体制づくりが必要である。		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
【事前対策(平常時の取組)】						
☐ 帰宅困難者対策訓練の実施	・帰宅困難者対策訓練による対応力の強化		●	●	●	● ● ●
☐ 情報通信機器の整備	・区役所、駅、一時滞在施設へのMCA無線機の配備		●	●	●	
☐ 行動ルールの作成	・関係機関が相互に連携した「災害時における行動ルール」の作成と見直し	●	●	●	●	● ● ●

2. 施設の整備及び管理

本節では、都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号、第4号に基づき、帰宅困難者一時滞在施設として既に指定されている施設や指定予定の施設及び再開発等において新たに整備する帰宅困難者一時滞在施設、避難経路、備蓄倉庫などを、関係者等と協議の上で、都市再生安全確保施設として定め、管理内容など実施に向けた協議が整った時点で記載します。

(1) 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、川崎市より帰宅困難者一時滞在施設として既に指定されている施設及び指定予定の施設を退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）として定めます。

表 6 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）一覧

番号	施設に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名称	種類	収容人数	管理主体	管理の内容	実施期間
1	高津市民館	帰宅困難者一時滞在施設	1,430人	川崎市	施設維持管理	H24～
2	生活文化会館（てくのかわさき）	帰宅困難者一時滞在施設	450人	公益財団法人 神奈川県労働福祉協会	施設維持管理	H24～
3	大山街道ふるさと館	帰宅困難者一時滞在施設	106人	公益財団法人 川崎市生涯学習財団	施設維持管理	H24～
4	高津図書館	帰宅困難者一時滞在施設	92人	川崎市	施設維持管理	H24～
5	総合教育センター	帰宅困難者一時滞在施設	327人	川崎市	施設維持管理	H24～
6	子ども夢パーク	帰宅困難者一時滞在施設	130人	川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体	施設維持管理	H24～
7	洗足学園音楽大学	帰宅困難者一時滞在施設	300人	学校法人洗足学園	施設維持管理	H25～
8	ホテルメッツ溝ノ口	帰宅困難者一時滞在施設	30人	日本ホテル株式会社	施設維持管理	H25～
9	ノクティ1ビル	帰宅困難者一時滞在施設	120人	みぞのくち新都市株式会社	施設維持管理	H26～
10	かながわサイエンスパーク西棟	帰宅困難者一時滞在施設	100人	株式会社ケイエスピー	施設維持管理	R3～
11	男女共同参画センター（すくらむ21）	帰宅困難者一時滞在施設	211人	社会福祉法人 共生会 SHOWA	施設維持管理	R4～
12	ブラザ橋	帰宅困難者一時滞在施設	150人	川崎市	施設維持管理	R4～
13	久本神社	帰宅困難者一時滞在施設	50人	久本神社	施設維持管理	R4～
14	南武朝鮮初級学校	帰宅困難者一時滞在施設	306人	学校法人神奈川朝鮮学園	施設維持管理	R4～
15	パールホテル溝ノ口	帰宅困難者一時滞在施設	20人	ユアサ・フナショク株式会社	施設維持管理	R4～
16	溝の口キリスト教会 ウィンディチャペル	帰宅困難者一時滞在施設	50人	宗教法人日本アッセンブリー ーズ・オブ・ゴッド教団 溝の口キリスト教会	施設維持管理	R5～
17	川崎バプテスト教会	帰宅困難者一時滞在施設	200人	宗教法人川崎バプテスト教会	施設維持管理	R5～
18	川崎第一ホテル溝ノ口	帰宅困難者一時滞在施設	40人	株式会社川崎第一ホテル	施設維持管理	R5～
19	川崎第一ホテル武蔵新城	帰宅困難者一時滞在施設	20人	株式会社川崎第一ホテル	施設維持管理	R5～
20	グラウンドワークツカサ	帰宅困難者一時滞在施設	40人	つかさ商事株式会社	施設維持管理	R5～

21	ホテル梶ヶ谷プラザ	帰宅困難者一時滞在施設	40人	つかさ商事株式会社	施設維持管理	R5～
22	立正佼成会 川崎教会	帰宅困難者一時滞在施設	160人	宗教法人立正佼成会	施設維持管理	R5～
23	溝ノ口劇場	帰宅困難者一時滞在施設	30人	有限会社インフィールド	施設維持管理	R5～
24	かわさき北部斎苑	帰宅困難者一時滞在施設	75人	川崎市シルバー人材センター ・富士建設工業共同体	施設維持管理	R5～

(2) 退避経路

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路を退避経路として定めます。（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します。）

(3) 備蓄倉庫・その他の施設

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、滞留者等のための備蓄倉庫、その他の施設を定めます。

表 7 備蓄倉庫・その他の施設一覧

番号	施設に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名称	種類	床面積	管理主体	管理の内容	実施期間
1	高津区役所内倉庫	備蓄倉庫	15㎡	川崎市	備蓄物資維持管理	H24～
2	溝口駅南口地下駐輪場内倉庫	備蓄倉庫	2㎡	川崎市	備蓄物資維持管理	H29～

※ 現在、耐震改修が必要な建築物はありません。

※ 施設の総床面積は 17 ㎡です。帰宅困難者対策に必要な物資の充実に取り組みながら最終的に必要な床面積を検討していきます。

(4) その他・滞留者等の安全を確保するために実施する事業等

都市再生特別措置法第19号の15第2項第4号に規定する都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他滞留者等の安全確保を図るための必要な事業等について定めます。（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します。）

(5) 施設の位置図

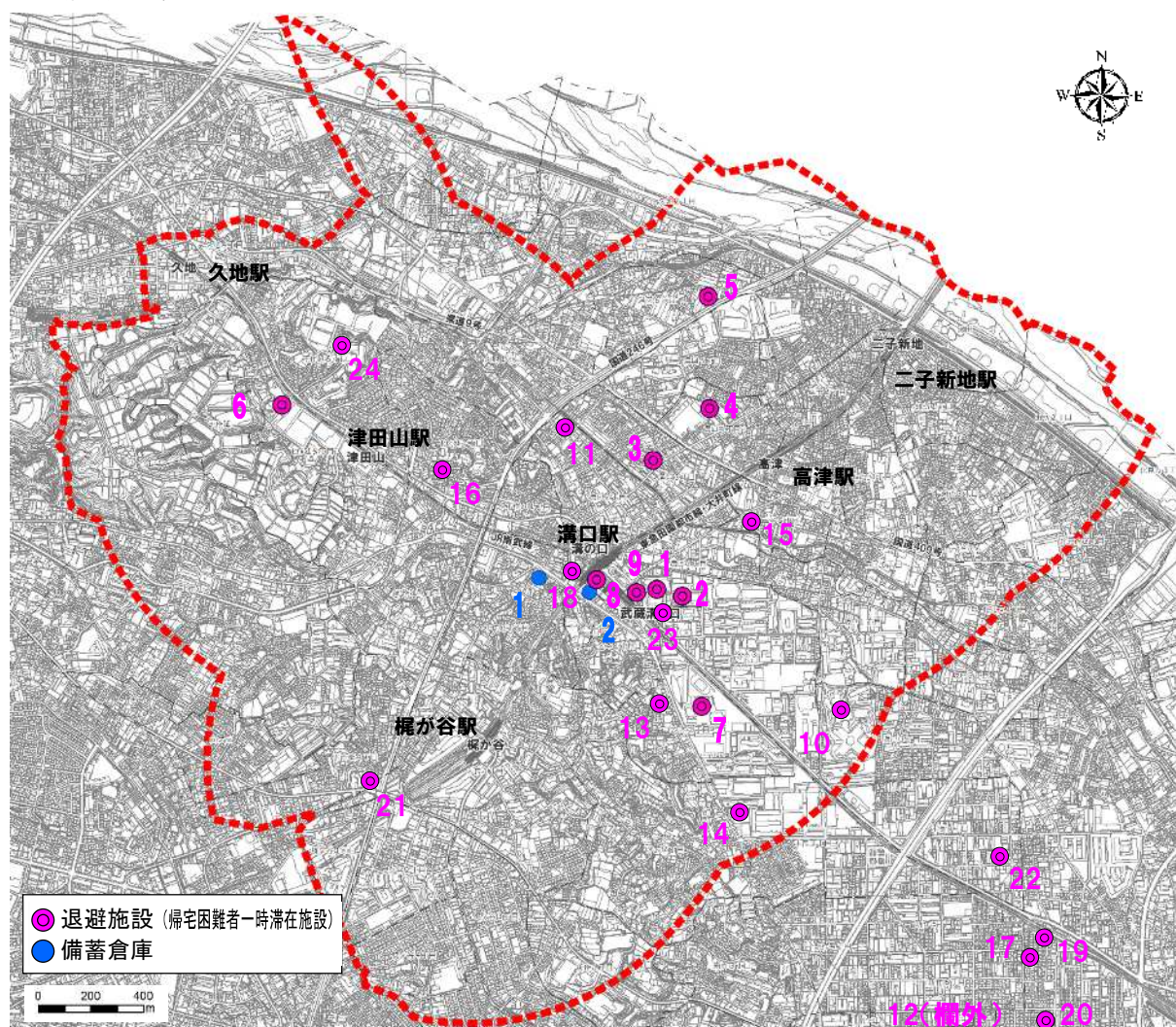


図 15 都市再生安全確保施設位置図

第4章 災害時の対応

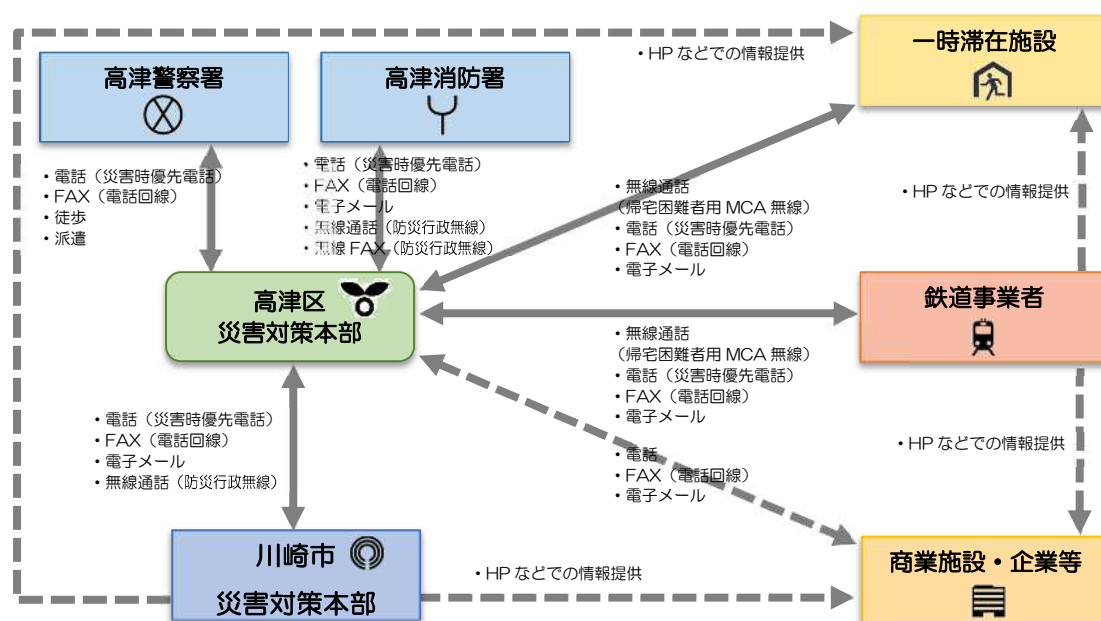
発災後の行政や鉄道事業者の応急活動については、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」に定められています。

本項では、駅前滞留者・帰宅困難者等の安全を確保するために必要な情報伝達の流れと、時系列に沿った鉄道事業者、行政機関、帰宅困難者一時滞在施設、駅周辺商業施設・企業の行動内容を記載しています。

1. 情報の伝達

情報受伝達の流れは以下のとおりです。

災害の状況によっては、下記全ての連絡ツールが使用可能とは限らないため、連絡体制内の各機関が持つ連絡ツール及び連絡先（無線通信・電話番号・FAX番号・メールアドレスなど）と連絡窓口・担当者等を載せた連絡簿を関係者全員で共有・定期的に更新（年1回程度）します。



※災害時優先電話は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、電気通信事業者が提供しているサービスであり、地域住民・利用者等への貸出は行いません。

図 16 情報受伝達の流れ

伝達する情報は以下のとおりです。

- 鉄道の運行情報
- 市内の被害・対応状況
- 駅周辺の被害状況
- 地震（余震）情報、気象情報
- 駅周辺の滞留状況
- 一時滞在施設の開設状況
- 危険箇所の情報
- 一時滞在施設の受入状況 など

2. 発災後の行動フロー

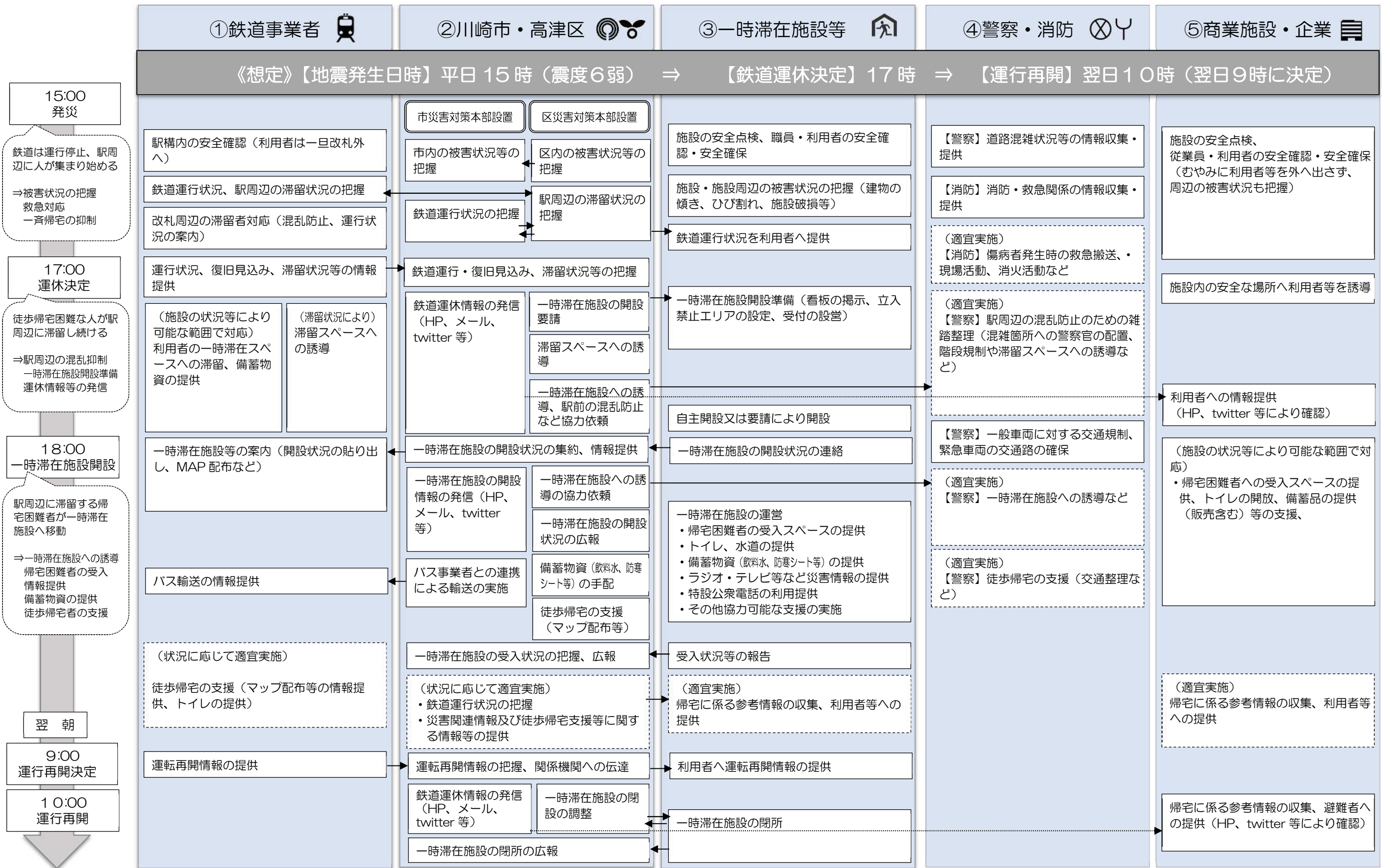


図 17 各機関の活動フロー

3. 情報の提供

大規模地震発生時には情報の不足や錯綜などによる混乱が予想されるため、被害状況や交通機関の運行状況などの情報を駅前滞留者・帰宅困難者へ迅速・的確に提供する必要があります。

そこで、各駅のお知らせモニターやノクティビジョンの活用のほか、区役所・駅・警察職員等による情報提供を実施し、駅前滞留者・帰宅困難者の混乱防止を図ります。

また、平常時から駅及び周辺施設に帰宅困難者用パンフレット（徒歩帰宅支援マップ、帰宅困難者用一時滞在施設マップ）を配備し、発災時にいち早く滞留者に配布できる体制を整備します。

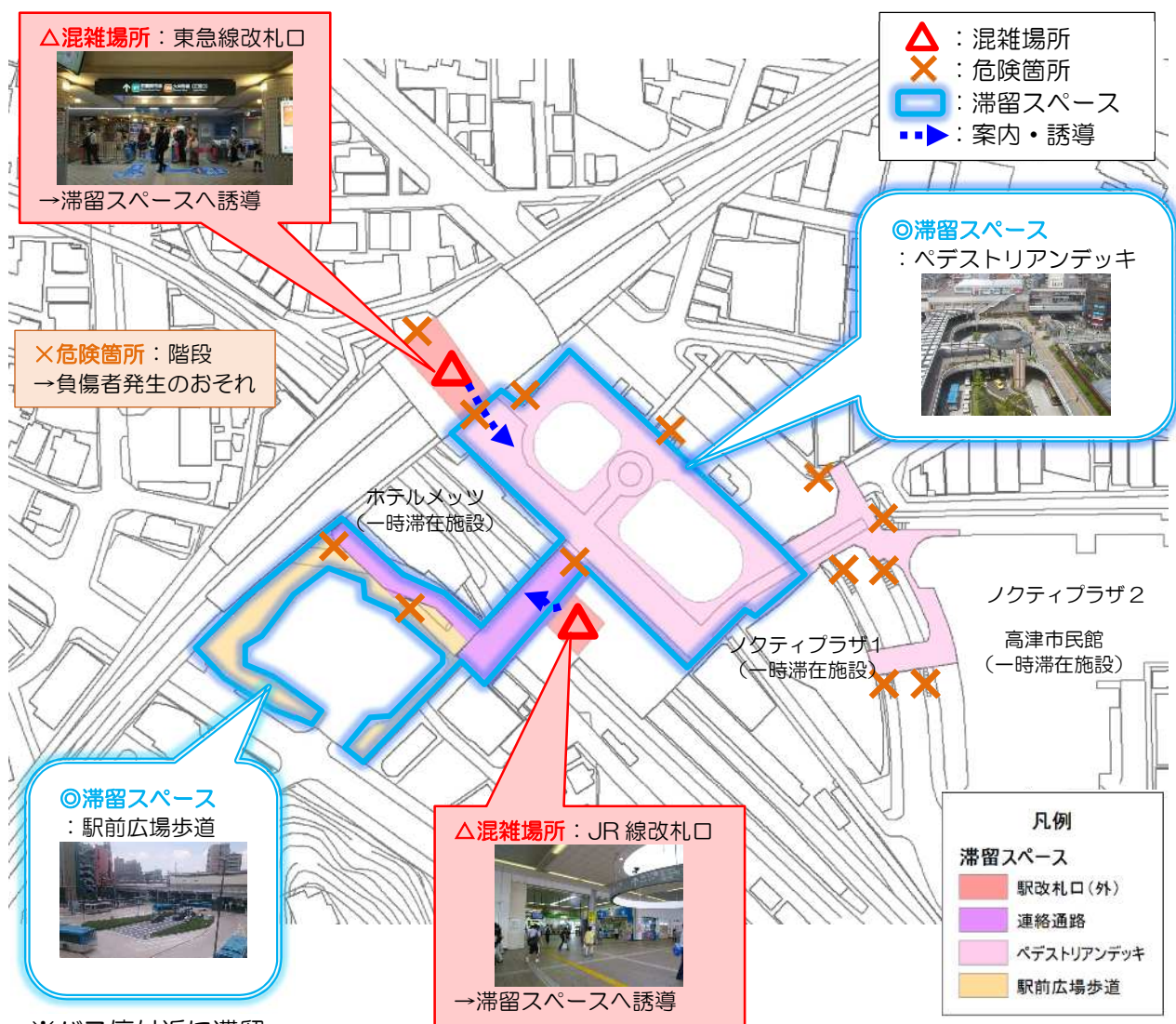
4. 誘導のポイント

駅周辺において人が殺到・密集し混雑すると予想される箇所は駅改札前及びJR・東急間連絡通路です。また、駅周辺の階段は将棋倒しなど事故の恐れがある危険箇所です。

発災直後は混雑箇所への人の殺到によるパニックや事故が発生する可能性が高いことから、駅周辺の安全を確保するため、これらを防止する対策を講じる必要があります。

そこで、駅前広場やペDESTリアンデッキといったフリースペース・一定の広さを持つ空間を「滞留スペース」とし、一時的な待機場所として活用することで、改札前などの混雑箇所への人の集中に対し分散・緩和を図ります。

このような滞留スペースへの誘導にあたっては、駅周辺の関係者の中で共通認識としながら滞留者等への声掛けなど統一した行動をとる必要があることから、日頃の啓発・訓練などによる周知・体制作りが大切です。



※バス停付近に滞留しないよう注意する。

図 18 誘導のポイント

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

本計画の取組は、エリア防災計画作成部会の構成員をはじめ、取組に記載された機関や市民、その他関係者が連携して取組を推進するものです。そのためにも本計画の趣旨・内容を、市民をはじめ、高津区の防災に関係する機関・企業・団体等で構成される「高津区防災ネットワーク会議」などにおいて幅広く周知を図り、関係者の理解と協力を深めていくことが大切です。

本計画をより実効性のあるものとするため、今後のエリア防災計画に記載された取組に際しては、「溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会・エリア防災計画作成部会」を中心に計画の進捗状況を管理するとともに、「高津区防災ネットワーク会議（交通・帰宅困難者対策部会）」と連携しながら計画を推進します。

2. 計画の変更

エリア防災計画における取組内容の見直し、対象地域の変更などがあった場合に、適宜、計画の見直しの検討を行います。

計画変更の体制は、計画策定時と同様に、「エリア防災計画作成部会」が計画変更案の検討・作成を行い、「溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」がこれを審議・議決します。

3. 訓練等の実施について

エリア防災計画に記載する取組等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ駅周辺の関係者が把握しておく必要があります。そのためにも定期的に訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制の整備を進めます。



【昭和43年溝口駅前】

溝口駅周辺地域エリア防災計画

令和7年6月発行

作 成：溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会（エリア防災計画作成部会）

問合先：川崎市高津区役所危機管理担当

〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1

電話 044-861-3147

FAX 044-861-3103